

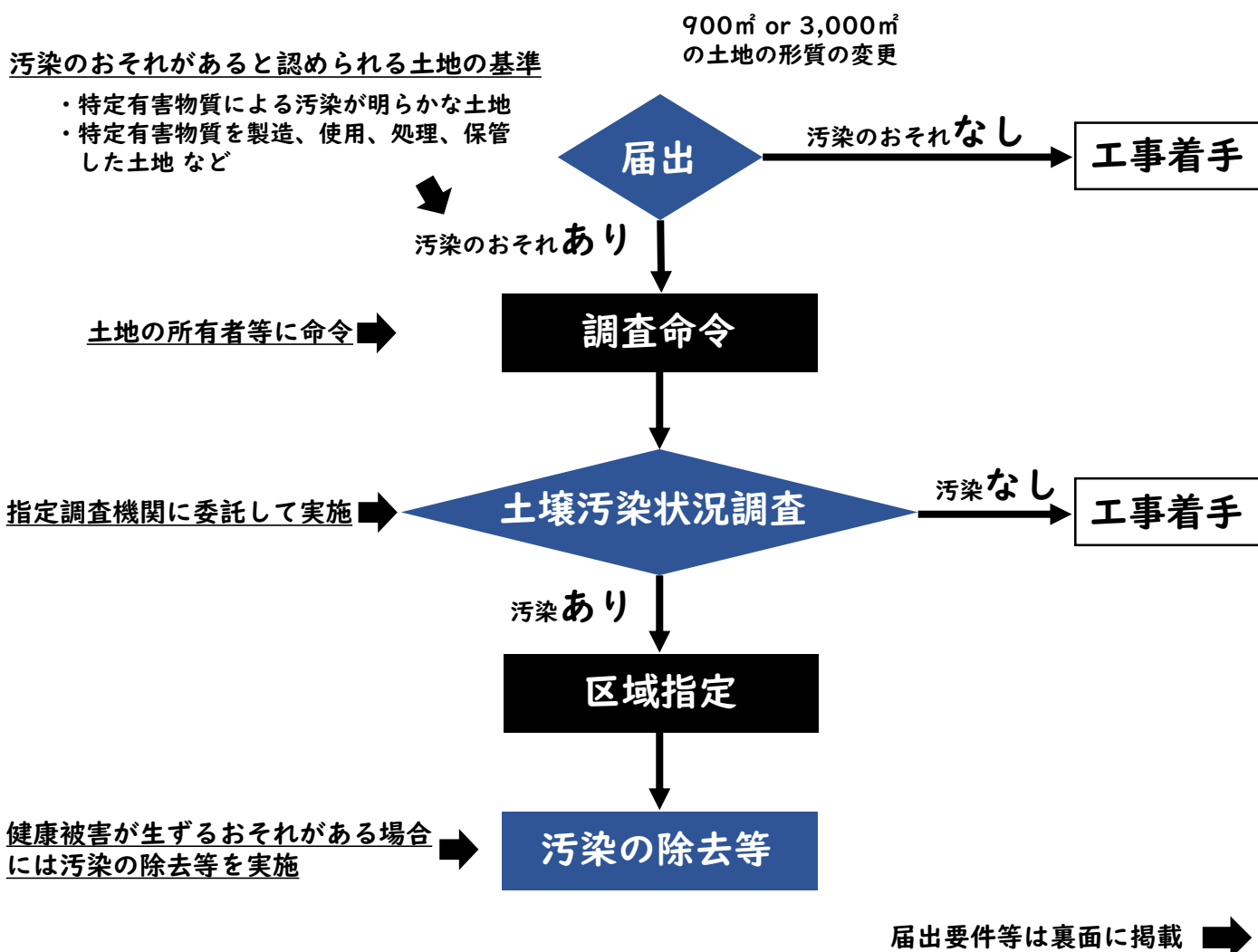
# その工事、届出が必要です！

土壤汚染対策法に基づき、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、変更着手する日の30日前までに届出が必要です。

届出者が土地の所有者等でない場合※には、土地の所有者等に対し、当該届出や調査命令が発出される可能性について、十分な説明を行ってください。

※届出者が土地を借りている場合などに該当する可能性があります

## 手続の流れ



## 罰則

無届で土地の形質変更を行った場合、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります

令和4年7月

岡山県 環境文化部 環境管理課

## 届出対象行為

### ●土地の掘削、盛土等の土地の形状を変更する行為全般

#### 届出対象外の行為

- ①次のいずれにも該当する行為
  - ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない
  - イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わない
  - ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満
- ②農業を営むために通常行われる行為であって、①アに該当するもの
- ③林業の用に供する作業路網の整備であって、①アに該当するもの
- ④鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行われる行為

## 届出対象面積

900㎡以上

- 現に有害物質使用特定施設を設置している事業場の敷地
- 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地  
※ただし書確認を受けた土地、土壤汚染状況調査を行った土地を除く

3,000㎡以上

- 上記以外の土地

複数年度や複数工区に渡る工事の場合は、計画全体の面積で判断

## 届出者（具体例）

- 工事の計画の内容を決定する者
- 工事の発注者

## 土地の所有者等

### ●土地の所有者、管理者及び占有者

土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるもので、通常は、土地の所有者が該当します。

なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当します。

## 届出先・お問い合わせ先

担当窓口	所在地	電話番号	管轄区域
岡山県環境文化 部環境管理課	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7305	本チラシに関すること (※届出書の提出先は下記の担当窓口)
備前県民局環境課	岡山市北区弓之町6-1	086-233-9806	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、 吉備中央町
備中県民局環境課	倉敷市羽島1083	086-434-7066	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、 早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局環境課	津山市山下53	0868-23-1227	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、 奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山市環境保全課	岡山市北区大供1-2-3	086-803-1281	岡山市
倉敷市環境政策課	倉敷市西中新田640	086-426-3391	倉敷市